

保護者の皆様

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

津南中学校長

1 制度の趣旨

修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたもの。

2 使用目的の範囲

制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3 制度の内容

旅客鉄道株式会社（JR 各社）の営業キロで片道 100 キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

4 有効期限

発行日から 3 か月間です。

ただし、3 年生の年度末における有効期限は、在籍期間の終期である 3 月 31 日までとなります。

5 その他

- ・発行を希望される場合は、保護者の方が「学割申込書」に必要事項を記入し、使用日の 1 週間前までに中学校へご提出ください。
- ・学割証 1 枚で往復分の乗車券の購入が可能です。

